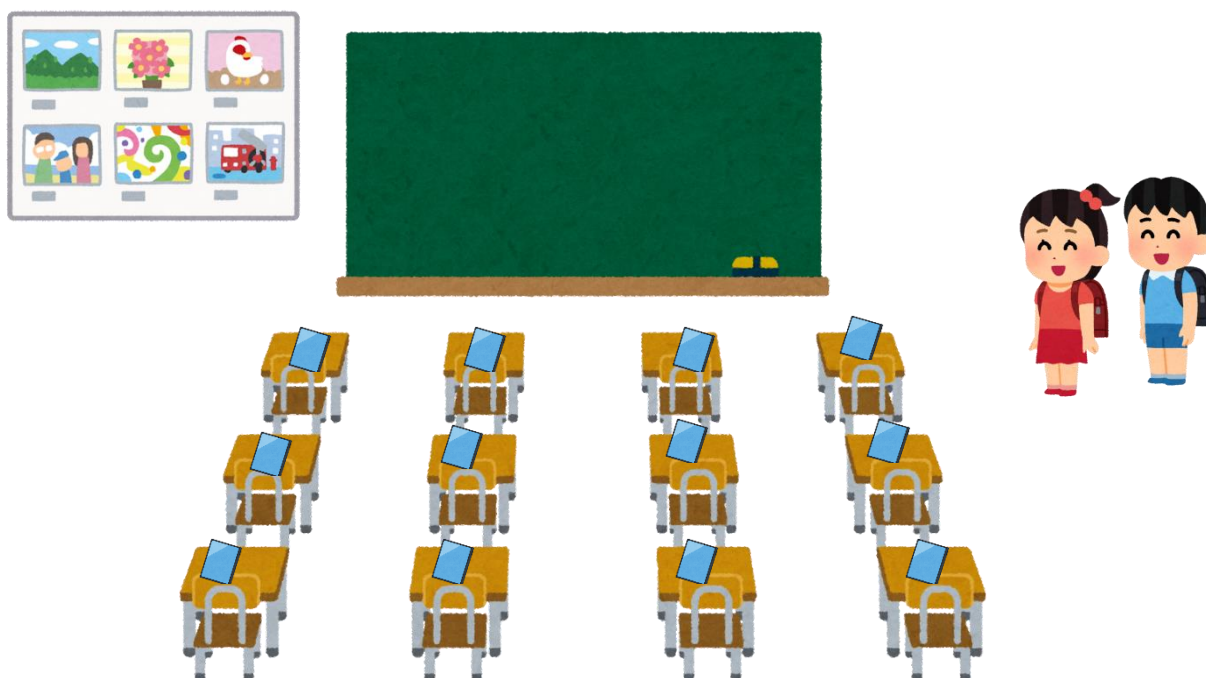


新型コロナウイルス感染症対応 ガイドライン

(令和4年4月1日版)



■CONTENTS

- 1 起床時・登校前
- 2 登校
- 3 学校での生活 ①
- 4 学校での生活 ②
- 5 給食・食事
- 6 部活動
- 7 下校後
- 8 学校において感染者等が発生した場合の対応
- 9 その他



大崎市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株をはじめ、今なお拡大のおそれが心配されています。そのような中、大崎市立の学校・園においては、感染及びその拡大のリスクを可能な限り抑え、授業や保育を継続していくことができるよう不断の努力を続けております。また、子供たち、保護者、地域の皆様にも感染症予防に努めていただいておりますことに感謝しているところです。

各学校・園では、引き続き手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」の徹底に一層努めてまいります。今後も大崎市教育委員会といたしましては、長期的な対応が見込まれることを想定し、感染症対策が、持続可能な対策となるよう配慮することが重要であると考えております。

ご家庭におかれましても、本ガイドラインを参考に、お子様と共に感染症対策に取り組んでいただければ幸いです。

最後に、今後新たな情報や知見が得られ、必要があれば、ガイドラインの見直しを随時行うものであることを申し添えます。

令和4年4月

大崎市教育委員会

1 起床時・登校前



※本ガイドライン全体をととして、幼稚園では「学校」を「園」、また「児童生徒」を「園児」と読み替えてください。

- ☐ 毎朝、起床時に検温を行い、健康観察カードに記録する。
- ☐ カードには、検温のほかに、咳やだるさ等の風邪の症状がないかをチェックし、記録する。カードは登校の際に持参する。
- ☐ 平熱より高かったり、また、熱のあるなしに関わらず、風邪の症状等が見られたりした場合は、学校にその状況を電話等で伝え、自宅で症状がなくなるまで休養する。なお、発熱があった場合は、原則として解熱後3日間、異状がないことを確認してから登校する。ただし、医師の許可を得ていればその限りではない。

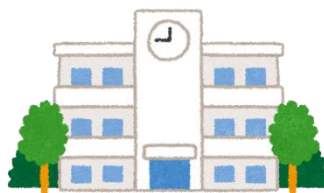
【健康観察カードの例】

〇年△組□番 氏名（ 〇〇 〇〇 ）				【平熱】 ℃	
月	起床時の体温	健康状態（あてはまるところに○をつける）			備考
	℃	良好	風邪症状	発熱 だるい その他（ ）	
	℃	良好	風邪症状	発熱 だるい その他（ ）	
	℃	良好	風邪症状	発熱 だるい その他（ ）	
	℃	良好	風邪症状	発熱 だるい その他（ ）	

- ☐ 保護者から、感染症予防のため子供を休ませたいと相談された場合の学校の対応について。

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染の可能性が高まっている、保護者が考えるに合理的な理由（感染力の強い変異株がまん延している、家庭や家族の状況、地域の医療体制のひっ迫状況等）があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

2 登校



- 登校時はマスク着用を基本とする。ただし、熱中症予防等の観点から、登下校中、人と2メートル以上の距離を確保できる場合は、マスクを外しても構わない。
- スクールバス利用の児童生徒は、マスクを着用し、人数に余裕がある場合は離れて座るようにする。また、窓を開ける等して換気を努めて行う。
- 登校の際は、人との間隔を1メートル程度空けるようにし、密集することのないよう注意する。
- 学校に登校した際、「健康観察カード」を担当の教員に提出し、チェックしてもらう。都合で登校前に検温ができなかった児童生徒は、所定の場所で検温を行い、異状がないことを確認した後に教室に向かう。
- 学校での検温の際、平熱より高い場合や風邪の症状、体調不良等が見られる場合は、家庭に連絡の上、自宅で休養を取らせる。
- 教室に入る前に、石けんやハンドソープ等を使って手洗いをしっかり行う。
- 家族がPCR等の検査を受けたり、濃厚接触者に特定されたり（感染が疑われる症状を含む）した場合には、感染していないことが確認されるまで登校は控える。なお、感染レベルが2の際には同居の家族に発熱等の症状がみられたりした場合にも登校を控える。

3 学校での生活 ①



- 学校での生活は、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」の条件を一つでも作らないよう徹底的に避ける。
- 室内では、基本的にマスクを着用して過ごすようにする。室内においては、可能な限り1メートルを目安として児童生徒間の距離を保つようにする。また、屋外で、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合や天候や運動等により、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合には、マスクを外しても構わない。
- 授業では、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」については、感染症予防の観点から、指導の工夫を図りつつ、感染レベルに応じて可否を判断していく。
- 教室の換気は、常時換気を基本とし、常に対角線上の2カ所の窓・ドアを開けるようにする。エアコン使用時においても常時、換気を行う。
- 普段の掃除について、床は通常の清掃活動の範囲で行い、机や椅子についても、特別な消毒作業は行わず、必要に応じて家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くようにする。
- 予防のため外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後、掃除終了後等、流水と石けんやハンドソープ等でこまめに手を洗うようにする。

4 学校での生活 ②



- 学校では、教室や廊下等に国で作成した「咳エチケット」や「手洗い」のポスターを掲げ、学校全体で感染予防に取り組む。
- 集会を伴う行事等については、「3密」を避けることができるかを見極めつつ、実施の有無や方法などを判断する。必要に応じてリモートで行う。
- 修学旅行等、宿泊を伴い、県をまたいで行う行事については、対象地域の感染状況等を鑑み、安全面に十分配慮しながら実施の有無を含めて検討を行う。
- 校外学習についても、不特定多数の人と接触することが想定されるものについては見直しを図り、実施場所、方法等を十分に検討する。

【ポスター（出典：首相官邸ホームページ）】

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

2022年版
新型コロナウイルス 感染拡大防止 へのご協力を
お願いします

ワクチン接種後も「マスクの着用」や「手洗い」、
「3密（密接・密集・密閉）回避」などを徹底してください。

正しく使おう マスク！

会話時は必ず着用！（ポイント）
鼻出しマスク× あごマスク×
着けたら外側は触らない
・鼻の形に合わせて
①鼻の形に合わせて
②あご下まで伸ばし鼻に
すき間をふさぐ
③鼻の形に合わせて
④鼻の形に合わせて
⑤鼻の形に合わせて

こまめにしよう 手洗い・手指消毒！

こんなタイミングでは必ず！（ポイント）
・共用物に触った後
・食事の前
・公共交通機関の利用後 など
①手洗いの時、指の間や手首も
忘れずに洗ってください

目指そうゼロ密！

一つの密でも避けましょう！！

密接 密集 密閉
マスクなし× 大声× 大人数× 近距離× 換気が悪い× 狭い所×

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。

首相官邸 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

2022年版
ゼロ密を目指そう！

ワクチン接種後も「マスクの着用」や「手洗い」、
「換気」など基本的な感染対策を徹底してください。

密接しない 密集しない 密閉しない

感染状況に合わせて対応しましょう

人と会うときは

- ・人と十分な距離を保つ！
- ・混雑している場所や時間を避ける！
- ・オンラインの利用や時差出勤を！
- ・屋外でも密接、密集を避ける！

飲食するときは

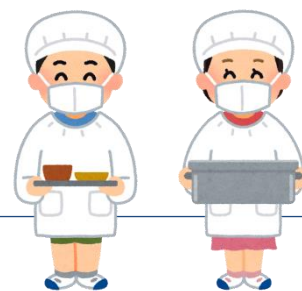
- ・少人数・短時間で、大声は避けて！
- ・第三者認証制度の適用店を利用！（パーティションの設置又は座席間隔の確保、消毒、換気の徹底など）
- ・テイクアウトやデリバリーも！

ポイント 会話時はマスクを着用

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。
▶ 1人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。

首相官邸 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

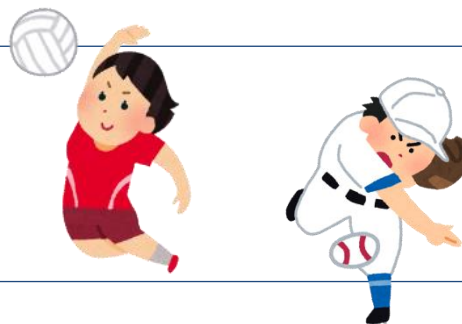
5 給食・食事



- ☐ 給食当番の児童生徒は、下痢や腹痛、吐き気等の症状の有無、マスクや清潔なエプロン等を着用しているか、手をしっかり洗っているかなど、毎日チェックを行う。
- ☐ 当番以外の児童生徒全員も、食事の前にしっかり手洗いを済ませておき、食事の直前までマスクを着用する。
- ☐ 食事をする時は、机を向かい合わせないようにし、座席の間隔をできるだけ空けて、また飛沫を飛ばさないように黙食を基本とする。
- ☐ 学校の規模によっては、教室以外の場所を活用する等し、食事場所を分散させるような工夫を取り入れる。
- ☐ 食事が各自済み次第、マスクを着用する。
- ☐ 食器を片付ける際、多くの児童生徒が密集して一度に行わないよう工夫する。



6 部活動



- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問や外部指導者等が部活動の実施状況を把握し、「3密」を回避するための対策を確実に行う。
- 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日等は、熱中症に注意する。屋内での実施については、こまめな換気や、手洗いを徹底すること。また、長時間の利用は避け、十分な距離を確保できるよう、少人数による利用を心がける。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避ける。
- 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- 疲労により免疫力が下がり、抵抗力低下を防ぐため、過度な運動は控える。部活動顧問等の指導の下、部員同士がアイディアを出し合い、協力し合って、より短時間で効果的な活動となるよう工夫する。
- 部室等の利用については、短時間の利用としたり、一斉に利用しないようにしたりする等、密集を防ぐようにする。
- 大会やコンクール等の参加、練習試合、合宿等については、競技、演技、演奏時等はもとより、活動場所への移動時や飲食、控室等の利用時等においても、感染症予防対策を事前に確認した上で実施する。



7 下校後



- 基本的な感染症対策の一つに「抵抗力を高めること」が挙げられ、免疫力を高めるために「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるようにする。
- 下校する時は登校時と同様、密集とならないよう注意し、直ちに帰宅する。帰宅の際は、風邪やインフルエンザ等を予防するために手洗いやうがいをしっかり行い、また、疲労回復のために静かに過ごすようにする。帰宅後は不要不急な外出は避ける。
- 帰宅後の学習については、授業で学んだことを振り返ったり類似の問題に取り組んだりして、学習内容をしっかり理解し確実に身に付けられるようにする。



【参考】家庭学習に利用しやすいWEB サイト

宮城県教育委員会：「みやぎ単元問題ライブラリー」

http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/tangen/question_top.html



文部科学省：「子供の学び応援サイト」
～学習支援コンテンツポータルサイト～

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm



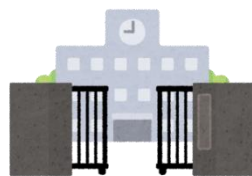
- テレビやゲームの時間、またスマホ等による SNS 利用や音楽鑑賞、動画視聴について、長時間の利用は学習意欲の低下にもつながると考えられることから、家庭において適切にルールを設けるようにする。良質な睡眠が得られるよう、タブレット、スマホやテレビ等の利用は、就寝の1時間前までに終わらせるのが望ましい。

8 学校において感染者等が発生した場合の対応

- 児童生徒や教職員に新型コロナウイルスの感染が認められ、感染拡大防止等の措置が必要と判断された場合は、学校の一部又は全部の臨時休業措置を行う。その判断は設置者（大崎市）が行う。期間については、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数を原則とする。ただし、当該校でほかに感染が見られず、校内での感染リスクが極めて低いと判断される場合は、臨時休業とはならないことがある。

- 学校において感染者等が発生した場合の対応について

（１）児童生徒や教職員の感染者が発生した場合



① 学校への連絡

- ・ 感染が判明した場合には、医療機関から本人もしくは保護者に診断結果が伝えられるので、速やかに学校に連絡する。その後、保健所による感染者本人への行動履歴等の聞き取りが行われる。

② 感染者や濃厚接触者の出席停止

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止の措置を取る。濃厚接触者に対して出席停止の措置を取る場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から７日間とする。ただし、保健所からの指示があった際には、その指示に従うものとする。

③ 校舎内の消毒

- ・ 保健所から校舎内の消毒が必要との判断があった場合は、学校は保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。専門業者による消毒も考えられるが、保健所の指導を受けながら消毒作業を進める。

（２）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

- ・ 学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、保護者等の協力を得ながら兄弟姉妹も一緒に安全に帰宅させ、当該児童生徒は症状がなくなるまで自宅で休養する。その期間については、「出席停止」扱いとする。

9 その他



- 1 感染レベルについては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル。～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）では以下のように示されています。

（参考）

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類	
レベル 3	レベル 4（避けたいレベル）	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル 3（対策を強化すべきレベル）	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル 2	レベル 2（警戒を強化すべきレベル）	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況。
レベル 1	レベル 1（維持すべきレベル）	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル 0（感染者ゼロレベル）	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」（令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

なお、感染レベルについては、感染状況等から設置者で判断することになります。

2 消毒について、

文部科学省で示すマニュアルには、次のように示されています。

一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。（中略）通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）から引用

以上のことを踏まえながら進めてまいります。